

長野県庁舎広告枠設置事業者募集要領
(公募型見積合わせ説明書)

長野県総務部財産活用課長が管理する県有財産に広告枠を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知の上、お申し込みください。

1 目 的

県有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに長野県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年長野県公安委員会規則第 5 号）第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 長野県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- (6) 広告代理業を営む者で過去 2 年間（令和 4 年、5 年（2022 年、2023 年）度）に建物の壁面、新聞、雑誌又はホームページ広告に関する業務の履行実績を有する者であること。

3 公募事項及び条件等

- (1) 広告枠を設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）
- (2) 貸付物件（詳細は別添「仕様書」によります）
財産の名称：長野県庁舎
所 在 地：長野市大字南長野字幅下692番地 2
財産管理者：長野県総務部財産活用課長

貸付物件番号	貸付場所	貸付箇所（面）数	貸付位置	規格	摘要
1	エレベーターホール （1 階、2 階、10 階）	全15箇所 （各階 5 箇所）	エレベーター 間の壁面	最大 B 2	
	エレベーター内壁面 （8 基）	全16箇所 （1基あたり 2 箇所）	左右の壁面	最大 B 1	
2	生協食堂 （10 階）	全 2 箇所	食堂入口 食堂内の壁面	最大 B 2	

(3) 広告主及び広告内容

広告主及び広告内容は、次の基準によるものとし、掲載前にあらかじめ長野県総務部財産活用課長の審査を受けなければなりません。

ア 広告主の基準

次に掲げる者の広告は、掲載できません。

- (ア) 法令に違反している者
- (イ) 県税を滞納している者
- (ウ) 県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (エ) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更正手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者又は同法第 33 条第 1 項で公安委員会に届出書を提出しなければならないとされる酒類提供飲食店営業を深夜において営む者
- (カ) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者
- (キ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (ク) そのほか県有財産に広告を掲載することが適当でない者として長野県総務部財産活用課長が別に定めるもの

イ 広告内容の基準

広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、掲載できません。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (カ) 事実と異なるもの
- (キ) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (ケ) 広告主の名称、連絡先が明示されていないなど責任の存在が不明確であるもの
- (コ) 個人の氏名を広告するもの
- (サ) 不当な比較広告
- (シ) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (ス) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (セ) 債権の取立て、示談の引受けその他これに類する目的のもの
- (ソ) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (タ) そのほか県有財産に掲載することが適当でない広告の内容として、長野県総務部財産活用課長が別に定めるもの

(4) 貸付条件等

ア 貸付期間

令和7年(2025年)5月1日から令和8年(2026年)4月30日まで(更新なし)

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者(借受者)が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

採用された見積額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、貸付料とし、県が発行する納入通知書により、県が指定する日までに全額納入してください。

ウ その他必要経費

広告枠の設置及び撤去は設置事業者で行います。広告作成に要する費用、郵送費等その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とします。

エ 地域性及び公共性の考慮

設置事業者は、長野県庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければなりません。

(5) 禁止事項

ア 長野県総務部財産活用課長の承認を得ないで広告枠を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 長野県総務部財産活用課長の承認を得ないで広告枠の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(6) 維持管理責任

ア 広告作成については、設置事業者が行ってください。

なお、掲載した広告が盗難、汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、長野県の責に帰することが明らかな場合を除き、長野県はその責を負いません。

また、掲載事項が事実と異なるものでないか、掲載期間が過ぎていないか等に留意して、広告の管理を適切に行ってください。

イ 広告の搬入・交換等の具体的な日時については、長野県総務部財産活用課長の指示に従ってください。

ウ 掲載する広告は、法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものであってはなりません。

また、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなりません。

エ 広告に関する問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。

4 参考データ

(1) 利用可能日

長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に定める日を除く毎日。

(2) 勤務者数 約2,900人(令和6年4月1日現在)

(3) エレベーター定員 エレベーター①～④号機:16人
エレベーター⑤～⑧号機:17人

5 応募申込手続

貸付ける物件はエレベーターホール及びエレベーター内と生協食堂の2箇所ですが、応募はどちらか1箇所でも申し込みできます。

(1) 資格を証する書類の提出

資格審査に時間を要するため、応募資格を証する書類を申込（見積）書提出前に提出していただきます。

ア 提出方法

下記エに記載の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「**長野県庁 舎広告枠設置に係る応募資格関係書類**」と明記してください。

イ 提出先

長野県総務部財産活用課庁舎管理係 担当：松倉

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

ウ 提出期間

令和7年（2025年）3月6日（木）から3月14日（金）午後5時まで（必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に定める日を除いた毎日9時から12時及び午後1時から午後5時の間に受け付けます。）

エ 提出書類（提出部数 各1部）

提出書類	法人	個人	摘要
広告枠設置に係る応募資格関係書類送付書（別紙1）	◎	◎	
法人登記簿謄本 （発行後3か月以内のものに限る。）	○		現在事項全部証明書
住民票記載事項証明書 （発行後3か月以内のものに限る。）		○	
長野県税の納税証明書 （未納の県税徴収金がない旨の証明。発行後3か月以内のものに限る。）	○	○	
誓約書（別紙2）	○	○	
委任状（別紙3）	△		支店、営業所等が契約の締結等を行う場合に限り提出
応募資格要件で指定した地域内に本店、支店又は営業所等サービス拠点が存在することを証する書類 （会社概要パンフレット等）	△	△	法人登記簿謄本又は住民票記載事項証明書により所在を確認できる場合は提出不要
業務実績書・サービス拠点申告書（別紙2-2）	◎	◎	
業務実績を証明する契約書の写し	◎	◎	

ただし、長野県が発注する製造の請負及び物件の買入れ等の競争入札参加資格者においては、別紙１の該当欄に登録番号を記載することで、上記のうち○印の書類の提出に代えることができます。（◎印の別紙１、別紙２－２及び業務実績を証明する契約書の写しは提出が必要です）

(2) 説明会

開催しない

(3) 申込（見積）書類の提出

ア 提出方法

下記の申込先に下記③に記載の書類を直接又は郵送により提出してください。
電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「**長野県
県庁舎広告枠設置事業者応募**」と明記してください。

【申込先及びお問い合わせ先】

長野県総務部財産活用課 庁舎管理係 担当：松倉

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

電話 026-235-7045

イ 提出期間

令和 7 年（2025 年）3 月 14 日（金）から 3 月 21 日（金）正午まで（必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に定める日を除いた
毎日 9 時から 12 時及び午後 1 時から午後 5 時の間受け付けます。）

ウ 提出書類（提出部数 1 部）

提出書類	法人	個人	摘要
申込（見積）書（別紙 4）	○	○	

エ 見積金額

見積金額は貸付期間の総額とし、消費税が課税される物件の契約額の決定に当たっては、申込（見積）書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積る金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載してください。

6 資格審査

応募資格要件に定める資格をすべて満たしているか審査を行います。

7 見積合わせ

提出された申込（見積）書により、次のとおり見積合わせを行います。

(1) 見積合わせ日時

令和 7 年（2025 年）3 月 21 日（金）午後 2 時

(2) 当該契約事務と関係のない職員を立ち合わせて行います。

(3) 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 応募資格のない者が行った見積

イ 同一人が見積った 2 通以上の見積書全部

ウ 見積参加者が協定して見積ったもの

- エ 貸付物件番号及び見積額のないもの
- オ 金額を訂正し、訂正印のないもの
- カ 記名、押印のないもの
- キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ク 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの
- ケ その他この「募集要領」に規定する条項に違反したもの

8 設置事業者の決定

設置事業者の決定は次のとおりとします。

- (1) 有効な申込（見積）書を提出した者であって、県が定めた最低貸付価格（予定価格）以上で、最高の価格をもって応募した者を設置事業者とします。
- (2) 採用となるべき同額の申込（見積）をした者が二人以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとします。
- (3) 上記(1)及び(2)により設置事業者が決定しなかった場合は、月の始めから月末までの1日単位で、申し込み先着順により随時受付け、県が定めた予定価格以上で決定します。

9 契約の締結

設置事業者は、決定の翌日から7日以内に長野県知事と県有財産賃貸借契約書（別紙付表1）により契約を締結しなければなりません。また、広告主となる者は、誓約書（別紙付表2）を財産管理者へ提出しなければなりません。

- (1) 財産管理者名 長野県知事 阿部守一
- (2) 財産管理者所在地
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
電話 026-235-7045

10 設置事業者の決定の取り消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

11 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定によります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

